

海上交通安全法

1 案内情報

- ① 手続名：緊急用務を行うための船舶の指定
- ② 手続根拠：海上交通安全法施行令第5条
- ③ 手続対象者：当該指定を受けようとする船舶を使用する者
- ④ 提出期限：緊急用務に供する前
- ⑤ 提出方法：指定を受けようとする船舶を使用する者の住所地を管轄する管区海上保安本部長に申請して下さい。
- ⑥ 手数料：なし
- ⑦ 添付書類・部数：船舶国籍証書、船舶検査証書等船舶に関する事項を証する書類
(詳しくは提出先にお問い合わせ下さい。)
- ⑧ 申請書様式：別記様式
- ⑨ 記載要領・記載例：提出先にお問い合わせ下さい。

2 窓口情報

- ① 提出先：緊急用務にしようする者の住所地を管轄する管区海上保安本部長に提出して下さい。
- ② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口：提出先の管区海上保安本部

3 手続情報

- ① 審査基準：
 - (1) 当該船舶が令第5条各号に掲げる用務を行うものであり、かつ、当該用務を緊急に処理する必要があると認められること。
 - (2) 当該船舶が、当該緊急用務を行う能力を有するものであること。
 - (3) 令第5条第1号の用務は次のとおりであること。
火災、海難等人命又は財産に危険を及ぼす事態の発生に際し、その被害を最小限にとどめるために行われる活動であり、消防活動、海難救助活動のほか、航空機事故の救難、天災地変の発生の際の救援活動（例えば、被災地への食糧、飲料水の輸送等）、急病人の収容等の活動
 - (4) 令第5条第2号の用務は次のとおりであること。
航路及び航路付近海域で船舶交通に支障が生ずるおそれのある障害物が発生した場合において緊急に当該障害物を除去するための活動であり、障害物の確認、沈没船の引き揚げ等の活動
 - (5) 令第5条第3号の用務は次のとおりであること。
海難船舶からの流出油等により海洋汚染が生じるおそれがある場合における汚染の拡大の防止又は生じた海洋汚染の除去等の活動
 - (6) 令第5条第7号の用務は次のとおりであること。
出入国管理、税関、植物防疫、動物検疫及び検疫の用務、国又は地方公共団体の行う漁業取締りの用務、海上保安庁が行う航路標識の応急復旧の用務及び航路測量用務その他特に公益上の必要があると認められる用務
- ② 標準処理期間：0.8～1ヶ月程度
- ③ 不服申立方法：